

20. 法学部の理念・目的、教育目標、人材養成の目標および到達目標

(1) 理念・目的

法的知識と法的思考を生かし、人間の尊厳のために貢献できる人材を養成する。

なお、理念・教育目的を明確に表現するため、次の日本語および英語のモットーを掲げる。

「法的知識と法的思考を、人間の尊厳のために」

“Think legally, for human dignity”

(2) 教育目標

1. 人生を主体的に生きる力、
2. 法についての正しい知識と思考、
3. 法を広い視野からとらえる教養、
4. 人間の尊厳への深い理解、
5. 隣人（他者・社会）に奉仕する精神を身に付けさせる。

(3) 人材養成の目標

1. 法的専門知識を生かしつつも、まず何より人間の尊厳を考え、そうした人間性によって社会から信頼される人材の養成
2. 一市民として、地域生活・活動の場において、法的専門性を生かしながらリーダーシップを発揮できる人材の養成

(4) 到達目標

法律学科は、法学部内の唯一の学科であり、その教育目標や学位授与の基本方針は、既に示されている法学部のものと異ならない。ただ、これらの表現が抽象的であることは否めないから、①知識・理解、②技術・技能、③意識・態度の三つの視点から、法学部法律学科で学ぶ学生諸君に期待される共通の到達目標を示す。

1. 知識・理解

法学の専門的知識や考え方を身につけ、これらを用いて社会の様々な問題を分析できる。

2. 技術・技能

社会の様々な問題について、法学的観点から問題解決の企画を立てるとともに、これを自分の言葉で説明できる。

3. 意識・態度

他者を尊重し、自由で公正な社会の形成に寄与する姿勢を身につける。